

政策名	4環境にやさしい港	責任者	企画調整室 計画担当課長	連携担当課
基本施策名	05人と自然にやさしい港湾環境づくり			
個別施策名	17良好な港湾空間を維持・創出する			
事務事業名	05港湾計画の変更に係る環境影響評価(港湾計画の策定)	連絡先	052-654-7911	

1 PLAN(目的・概要)

目的	港湾計画を環境に配慮した計画とします。	事業期間	平成19～25年度※ ※「その他特記事項」参照
概要	港湾計画の変更箇所について、あらかじめ環境への影響評価を行うことにより、港湾計画を、環境に配慮した計画とするものです。	根拠法令・要綱等	港湾法第3条2に定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」
		実施義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 DO(実施)

22年度の実施内容 【及び23年度の実施予定】	・18年度に①調査(夏季、秋季、冬季)、19年度に①調査(春季)と②予測(予測モデルの作成)、20年度に⑤港湾計画資料(その2)の作成(調査のまとめ等)の作業を実施しました。 ・23年度は⑥再調査(秋季、冬季)の作業を実施する予定です。								
活動指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)
環境影響評価の実施(改訂)	単位	目標	0.8	0.3	3.3	2.5	0.0	(累計)5	環境影響評価に必要な【①調査、②予測、③評価、④環境保全措置の検討、⑤港湾計画資料(その2)の作成】の作業工程数を合計します。
	工程	実績	0.8	0.3	0.0	0.0			
環境影響評価の実施(改訂)(再調査)	単位	目標					0.5	(累計)1	上記の作業工程に、⑥再調査(23、24年度予定)の追加を行っています。
	工程	実績							
事業費	千円	57,822	0	0	0	6,300			
人員	正規職員	人	1.95	0.10	0.40	0.60	0.50		
	嘱託職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費相当額	千円	16,936	877	3,433	5,089	4,384			
事業費・人件費の合計	千円	74,758	877	3,433	5,089	10,684			

3 CHECK(検証)

決算ベース(H22は見込) ← 予算ベース

成果指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)	
作業進捗率	単位	目標	15.0	5.0	65.0	45.0	0.0	(累計)100	環境影響評価に必要な作業工程数のうち、完了した作業工程数の割合を算出します。	
	%	実績	15.0	5.0	0.0	0.0				
	達成率(%)		100.0	100.0	0.0	0.0				
作業進捗率(再調査)	単位	目標					50	(累計)100	環境影響評価に必要な作業工程数のうち、完了した作業工程数の割合を算出します。	
	%	実績								
	達成率(%)									
観点	課題の有無	現状の「見える化」							その他特記事項	
必要性	組合関与の必要性	有・無	・港湾計画の変更の際には、港湾管理者が環境へ及ぼすおそれのある項目について、あらかじめ環境影響評価を実施することが義務づけられています。							※事務業務が発現しない時期があることから継続事業とすることが適切ではないと判断したため、目標年度を25年度としました。
	目的・水準の妥当性	有・無	・平成23年4月末に環境影響評価法の一部改正が成立し、戦略アセスなどの手続きの追加により、いっそうの環境配慮が必要となっています。							
有効性	成果の達成度	有・無	・22年度は東日本大震災の影響から、企業活動の将来動向が不透明であったことなどから、港湾計画の作業に進展がなく、達成率は0%となりました。							
	内容の妥当性	有・無	・名古屋港における環境負荷の軽減に資するため、有効性は高いといえます。							
効率性	実施主体の妥当性	有・無	・環境部局など関係機関との協議を行うことにより、環境影響評価の作業を適正に実施しています。							
	受益者負担の適正性	有・無								
	経済性	有・無								

4 ACTION(取組)

今後の事務事業の方向性	今後の取組の方向性		今後の取組の方向性の判断理由
継続	成果	コスト	物流の環境変化に対応した港湾のマスタープランである港湾計画の改訂に向けて着実に準備する必要があるため。
	拡大	維持	

今後の取組内容(改善策、スケジュールの建て直し等)

名古屋港の港湾計画(平成12年改訂)は、目標年次(平成20年代前半)を迎え、取扱貨物量が目標貨物量を大幅に超過したことや、国から港湾計画を策定するための基準となる基本方針が公表されるなど、港湾を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、港湾計画改訂の対応が必要となっています。よって、港湾計画の改訂については、手続きの開始時期を関係者と調整し、経済状況を見極めながら、港湾計画改訂調査など、実施可能なものから作業を進め、平成25年度の改訂に向けて取り組んでいく予定です。